

官報

号外 昭和三十六年五月十二日

第三十八回 衆議院會議録 第三十九号

昭和三十六年五月十二日(金曜日)

議事日程 第三十一号

昭和三十六年五月十二日

午後一時開議

第一 選挙制度審議会設置法案

(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 選挙制度審議会設置法案(内閣提出)

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

機械類賦払信用保険臨時措置法案(内閣提出)

午後一時十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、外務省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

すなわち、外務省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、厚生省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年五月十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬一郎殿

附則 公布の日

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年五月十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬一郎殿

附則 公布の日

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年五月十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び「」は修正)

附則

1 この法律中第二条及び附則第四項の改正規定は○公布の日から起算して六月を超えない範囲内において一日から施行する。ただし、国立がんセンターに関する規定及び附則第二項の規定は○昭和三十七年一月一日から、その他の規定は昭和三十六年四月一日から施行する。

(医療制度調査会に係る規定の効力)

2 厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律(前項ただし書に係る部分を除く)の施行の日からその効力を生ずるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

3 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「及び国立療養所」を、「国立療養所及び国立がんセンター」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

日程第一 選挙制度審議会設置法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、選挙制度審議会設置法案を議題といたします。

右 選挙制度審議会設置法案

国会に提出する。

昭和三十六年三月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

選挙制度審議会設置法

(設置)

第一条 総理府に、選挙制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次の各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に応じ調査審議する。

一 公の選挙及び投票の制度に関する重要事項

二 国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項

三 政党その他の政治団体及び政治資金の制度に関する重要事項

四 選挙公明化運動の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができ。

昭和三十六年五月十二日 衆議院會議録第三十九号 選挙制度審議会設置法案 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

七六六

(答申等の尊重)

第三条 政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第五条 委員は学識経験のある者のうちから、特別委員は国会議員及び学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する。

2 国会議員のうちから任命された特別委員は、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める具体案の作成については、その調査審議に加わる事ができない。

3 委員の任期は、一年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び特別委員を助ける。

4 幹事は、非常勤とする。

(公聴会及び資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、必要があるときは、公聴会を開くことができる。

2 審議会は、必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、自治省選挙局において処理する。

第十条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中選挙制度調査会の項を次のように改める。

| | |
|------|--|
| 選挙制度 | 選挙制度審議会設置法(昭和二十六年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。 |
|------|--|

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第十号中「選挙制度調査会」と選挙制度審議会に改める。

理由

選挙制度等に根本的な検討を加えるため、総理府に、選挙制度審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長竹山祐太郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔竹山祐太郎君登壇〕

○竹山祐太郎君 たいだいま議題となりました選挙制度審議会設置法案について、特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、本案の趣旨については、去る三月二十四日の本会議において自治大臣より説明があり、これにつ

いて質疑がなされておりますので、これを省略させていただきます。

本案は、去る三月二十四日委員会に付託され、慎重審議を進めて参りましたが、昨日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。審議の詳細は会議録に譲ることといたします。

なお、本案には全会一致をもって次の附帯決議を付することに決しました。

附帯決議

一、選挙制度審議会の調査審議に当たっては、まず、当面急を要する事項について早急に行ない、選挙区制の根本的改正について調査審議を行なう場合には、特に慎重を期すること。

二、公明選挙を推進するため、選挙管理委員会の組織及び権限を強化すること。

三、選挙公営を拡充強化し、罰則を強化する等選挙の腐敗防止に努めること。

四、現行選挙区制のもとにおける衆議院議員の選挙区別人口と議員定数の不均衡をすみやかに是正すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和三十六年三月十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年五月十二日 衆議院會議録第三十九号 地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

| 市町村 | | 市町村 | |
|------------|--|--------------|-----------|
| 5 其他の土木費 | 土地区画整理事業の施行地区の面積 | 一坪につき | 四五九 |
| 3 教育費 | 1 小学校費 | 一人につき | 五六一三 |
| 2 中学校費 | 児童数 | 一人につき | 一、二七八〇 |
| 3 高等学校費 | 学級数 | 一学級につき | 四二、五八八〇 |
| 4 其他の教育費 | 学校数 | 一校につき | 二八一、八〇五〇 |
| 1 生活保護費 | 生徒数 | 一人につき | 一、二四七〇〇 |
| 2 社会福祉費 | 学級数 | 一学級につき | 四一、五五五〇〇 |
| 3 衛生費 | 学校数 | 一校につき | 二九七、四七一〇〇 |
| 4 労働費 | 生徒数 | 一人につき | 一九、三〇一〇〇 |
| 5 産業経済費 | 人口 | 一人につき | 一五五四六 |
| 1 農業行政費 | 農家数 | 一戸につき | 一、五七〇八〇 |
| 2 商工行政費 | 商工業の従業者数 | 一人につき | 二二三〇〇 |
| 3 其他の産業経済費 | 林業、水産業及び鉱業の従業者数 | 一人につき | 一、〇七九一九 |
| 6 其他の行政費 | 市町村税の税額 | 千円につき | 一〇二五五六 |
| 1 徴税費 | 本籍人口 | 一人につき | 三三二〇〇 |
| 2 戸籍住民登録費 | 世帯数 | 一世帯につき | 一一九九八 |
| 3 其他の諸費 | 人口 | 一人につき | 五六七四六 |
| 7 災害復旧費 | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 二九三、〇〇〇〇 |
| 8 特定償還費 | 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 | 一円につき | 九五 |
| | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 一円につき | 二五 |

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中

〔(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てたため昭和二十七年以降において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行した地方債の当該年度における経費に充てたため起した地方債の当該年度における元利償還金〕

〔(1) 国庫の負担金を受け、若しくは受けないで施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行なう災害復旧事業に係る負担金に充てたため起した地方債の当該年度における元利償還金〕

同表中

四十 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金

〔昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において、特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」という。)で、自治大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金〕

同表測定単位の種類の欄中「四十一」を「四十」に改め、同表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「特別措置債、地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土下より対策事業債を除く。」を「(地盤沈下等対策事業債、緊急砂防等事業債及び特殊土下より対策事業債並びに昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において特別の措置として発行を許可された地方債で自治大臣の指定するものを除く。)」に改める。

第十三条第十項中「特定償還費」を「災害復旧費及び特定償還費」に改める。

第十六条第四項中「四月一日以前一年以内」を「四月一日以前一年以内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十六年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和三十六年度に限り、改正後の地方交付税法第十二条第一項の表道府県の項及び市町村の項中

| | | | |
|---------|--|-------|----|
| 七 災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 | 一円につき | 九五 |
| 八 特定償還費 | 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 一円につき | 二五 |

とあ

| | | |
|--|--|--|
| 四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の昭和三十一年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額 | 四十一 特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金 | 四十二 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 |
| 昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利償還金及び昭和三十一年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額 | 昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利償還金及び昭和三十一年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額 | 昭和二十六年、昭和二十七年及び昭和二十九年において特別の措置として発行を許可された地方債(以下「特別措置債」といふ)で自治大臣が指定するものに係る昭和三十六年度における元利償還金及び昭和三十一年度以降において償還すべき元金の昭和三十六年度における償還額 |

円 円 円

地方債の額の三分の二の額、昭和三十一年度にあつては当該地方債の額の三分の一の額の地方債を起すことができる。ただし、これらの額は、政令で定める額以上であることを要するものとし、これらの額に政令で定める額未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 前項の規定による地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金の額に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

5 附則第三項の規定による地方債は、国が資金運用部資金をもつてその金額を引き受けるものとする。

6 市町村は、附則第三項の規定による地方債を起す場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定にかかわらず、自治大臣の許可を受けなければならぬ。この場合においては、自治大臣は、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 附則第三項の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに附則第四項の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他前四項の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により起した地方債に係る地方債元利補給金の交付については、なお従前の例による。

理由

地方交付税総額の増加に伴い単位費用を改定し、測定単位の数値の算定の基礎及び測定単位の数値の補正方法の一部を改め、その他地方交付税法の規定の整備を図り、あわせて固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収額をふためるための地方債の特例措置を廃止するとともにその経過措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

るものとする。

3 改正前の地方財政法第三十三条第一項の規定により昭和三十一年度において地方債を起した市町村は、改正後の地方財政法第五条の規定にかかわらず、昭和三十六年度にあつては当該

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員理事中島茂喜君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 ただいま議題となりました地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、昭和三十六年度は、各種公共事業の推進、社会保障関係施策の拡充、地方公務員の給与改定の平年度化等に伴い、地方団体の財政負担が大幅に増加いたしますので、これに対応してその財源を付与する必要が生じているのであります。また、一面、本年度は、地方交付税の総額も、国税三税の大幅な増加や前年度からの繰り越しによつて相当の増額になりましたので、政府は、地方交付税法を改正

して、これら所要財源につき関係基準財政需要額の増加をはかるほか、この際、地方団体が単独で施行する投資的事業についても、その財源を増強して将来にわたる地方行政水準の向上に資することを適当と考え、政府は地方交付税法に所要の改正を加えることとして

この法律案を提出する理由である。

体の財源の充実、地方交付税の配分法の改正等と相俟つてこれを廃止することとし、そのため、本案において地方財政法の一部をも改正して所要の措置を講ずることとしておるのであります。

法案の内容は、まず、地方交付税法の改正に關する事項であります。その一は、公共投資の充実、社会保障関係経費の拡充、給与費の増加等に

その二は、財政力の弱い地方団体について基準財政需要額の傾斜的増加をはかるため、都道府県にあつては、単独災害復旧事業費の元利償還金を基準財政需要額に算入するにあたり、新た

財政需要額に算入するにあたり、新た

に財政力補正を適用することとしたほか、省令事項ではありますが、市町村にあつても、「その他の諸費」のうち、人口を測定単位とするものについて、都市的形態の度合いに応じ定めておられる態容補正係数を改正して、行政の質の差のあることを前提として行なつてい

る十種地以下の市町村の経費の割り落としを廃止しようとしております。
その三は、長期にわたる地方財政の健全化を推進する措置として、地方公務員の退職年金制度の実施が一カ年延期されたことに伴い、不用となつた財源を昭和三十七年度以降に留保する意味合いにおいて、その財源をもつて一部地方債の繰り上げ償還を期待することとしております。すなわち、特別措置債及び昭和二十六年以前に発行にかかる災害復旧事業債の繰り上げ償還所要財源を基準財政需要額に算入することとしたのであります。

次に、地方財政法の改正に関しましては、さきに述べましたように、固定資産税の制限税率引き下げに伴う汲取補てんのための起債の特例を昭和三十

五年年度限り廃止することとし、これに伴う激変を緩和するための経過措置を講ずることとしております。
本案は、三月十五日日本委員会に付託され、翌十六日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、地方財政計画との関連において慎重な審査を行ないましたが、その詳細は会議録に議

り、おもな論点を二、三申し上げますと、まず、「本年度は地方税等の増収が相当期待されるとはいへ、その増収のあり方には、地方団体間に著しい格差のある現状において、公共投資の拡充、給与費の増加等に対応する所要財源の確保はもとより、行政水準の向上、地域格差の解消等の諸要請にこた

えるためには、与えられた交付税のワク内で配分を考へるだけでは問題は解決されないのではないか。交付税の総額をさらに増加し、これによつて弱小団体に対する傾斜的配分を強ひべきではないか。また、単位費用の積算に用いていないのではないか。今次改正では税外負担解消のための措置を明確に打ち出していないが、解消の实效を期する上からは、前年度に引き継ぎ、この点を配意すべきではなかったか」等の諸点でありました。これらの論議に

対して、政府は、「本年度においては、地方税の増収、道路目的財源の充実等のほか、さらに、地方交付税の増額に伴い、公共投資関係の基準財政需要額が相当に増額され、ことに、地方団体が単独で行なう投資的事業の財源につ

いては固期的な増額がはかられているので、後進地域開発の特例措置等と相俟つて、地方財政の基盤の充実と健全化は相当程度推進されるものと考えらる。従つて、本年度は、税外負担解消の措置としては、昨年度行なつた是正

措置以上特に明示してはいないが、小中学校にかかる投資的経費のほか、包括的な財源の増加が行なわれたことに照応して、地方団体は漸次これが解消の方向に進むものと期待する。なお、今後、事態の推移を見きわめたい上、さらに善処したい。弱小団体に対する交付税の傾斜的増額についても、財政力補正の強化、種地区分による格差の是正等の措置を通じて相当程度前進せしめていく」等の答弁をいたして

おります。
五月十一日、本案に対する質疑を終了し、本十二日、討論を省略して採決を行ないましたところ、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
正する法律案(内閣提出)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
正する法律案
右
内閣に提出する。
昭和三十六年四月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律
訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。
第三条中「二百三十円」を「三百円」に改める。
第四条第四項中「百二十円」を「二百円」に、「二百七十円」を「三百五十円」に改める。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

附則
1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。
理由
訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長池田清志君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔池田清志君登壇〕
○池田清志君 ただいま議題になりました本案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
訴訟費用等臨時措置法による証人の日当額は現在二百三十円となつておりますが、あまりにも低きに失し、実情に即しないらうとありますので、今回これを三百円に改めようとするものであります。
次に、執行吏が実施する執行事件における証人及び鑑定人の日当は、現在二百二十円以内、二百七十円以内と定められておりますが、訴訟における証人の日当の増額に伴い、これを二百円及び三百五十円にそれぞれ改めようとするものであります。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

さて、本委員会におきましては、昨日植木大務大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審議、本日質疑を終了いたしました。別に討論もなく、採決に入りましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決いたしました。

なお、本案に関連いたしました、自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案によりまして、証人、参考人の日当及び執行吏の手教料を来年度においては実情に即した適正な額に改正すべきであるという附帯決議を付する動議が提案せられました。これを採決に付しましたところ、これまた全会一致をもって可決いたしました。なお、詳細は會議録に譲ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

機械類賦払信用保険臨時措置法案
(内閣提出)
○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられませんでした。

機械類賦払信用保険臨時措置法案を議題といたします。
右
案
国会に提出する。
昭和三十六年二月二十四日
内閣総理大臣 池田 勇人

機械類賦払信用保険臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「機械類」

とは、中小企業の設備の近代化に資し、かつ、機械工業の振興上特に生産の合理化を促進する必要があると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。
2 この法律において「割賦販売契約」とは、代金を政令で定める期間にわたたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。

(保険契約)
第三条 政府は、会計年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者(機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。)を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦払信用保険の保険契約を締結することができる。

2 機械類賦払信用保険は、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者との間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡した後(引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類

であつて政令で定めるものについては、当該労務の提供を開始した後、以下同じ。)に到来する決済期において支払を受けることができなかつた代金の額をてん補すべき保険関係が成立する信用保険とする。

3 政府は、次に掲げる場合には、第一項の保険契約を締結してはならない。
一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合
二 当該保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合

(保険価額及び保険金額)
第四条 前条第二項の保険関係においては、割賦販売契約に基づく機械類の代金の額のうちその機械類を引き渡した後に受領すべき金額を保険価額とし、保険価額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険金)
第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がてん補すべき額は、保険価額のうち製造業者等が

決済期において支払を受けることができなかつた代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準ずる場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を將來にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 当該割賦販売契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額
二 決済期において支払を受けることができなかつたことにより支出を要しなかつた金額

(保険料率)
第六条 第三条第一項の保険契約の保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うるに、政令で定める。

(契約の限度)
第七条 政府は、一会計年度内に締結する第三条第一項の保険契約に基づいて成立する保険関係の保険

金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、その保険契約を締結するものとする。

(代金等の回収)

第八条 保険金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保険関係が成立した割賦販売契約に基づき代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他当該機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

(回収金の納付)

第九条 保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

(契約の解除等)

第十条 政府は、製造業者等がこの法律(これに基づく命令を含む。)の規定又は第三条第一項の保険契約の条項に違反したときは、同条第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、

若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

附則

- 1 この法律は、昭和三十六年七月一日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行後五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立した第三条第二項の保険関係については、なお従前の例による。
- 3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 機械類賦払信用保険を行なうこと。

第十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 機械類賦払信用保険に関すること。

第二十七号第十号の次に次の一号を加える。

十の二 機械類賦払信用保険に関すること。

理由

中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資するため、機械類の割賦販売契約による取引について政府が信用保険を行なう制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中川俊思君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 たいま議題となりました機械類賦払信用保険臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

最近、中小企業の設備近代化のため、設備機械の割賦販売が徐々に増加しているのがありますが、その相手方は主として中小企業でありますため、割賦販売に伴う信用危険が大きく、設備機械の製造業者等が割賦販売を一段と積極化するには、なお相当の困難がある実情であります。従いまして、機械類の割賦販売取引について信用の補完を行なうため、政府による信用保険

制度を確立しようとするのが、本案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容を申し上げますと、

第一は、設備機械類の製造業者を相手方として、会計年度ごとに国が包括保険契約の形の信用保険契約を締結することとしたこととあります。

第二は、保険契約を締結した場合、その割賦販売代金が不払いとなったときの損失を国が填補することとし、その填補の割合は百分の五十としたこととあります。

第三は、保険事業の健全な運営をはかるため、特定の場合には政府は保険契約を締結してはならないこととするとともに、保険金の支払いを受けた製造業者等には代金回収に努力する義務を課し、また、製造業者等が法律または契約の条項に違反した場合には保険金の不払いまたは返還等の措置をとることができるとしたことであります。

第四は、信用保険事業を運営する方式として、国が一般会計からの繰入金等をもって特別会計を設置し、独立採算制による事業の運営をすることとしたこととあります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託され、二月二十八日椎名通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重な審議を重ね、本日採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、採決後、三党共同提案による附帯決議を付することに決しました。以上、報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十八分散会

出席國務大臣

- 厚生大臣 古井 喜實君
- 通商産業大臣 椎名悦三郎君
- 自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

法務政務次官 古川 大吉君
外務政務次官 津島 文治君

朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、昨十一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布奏上及び通知)

一、昨十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
公有林野等官行造林法を廃止する法律

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨十一日、大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 辻原 弘市君(理事有馬輝武君昨十一日理事辞任につきその補欠)

理事 横山 利秋君(理事堀昌雄君昨十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

和田 博雄君 門司 亮君
本島百合子君

法務委員

千葉 三郎君
文教委員 井伊 誠一君

社会労働委員

佐々木更三君 山本 幸一君
本島百合子君 門司 亮君

農林水産委員

金子 岩三君 亀岡 高夫君
通信委員 島本 虎三君 田邊 誠君

予算委員

松井 政吉君
徳安 實蔵君 八百板 正君

(常任委員補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

山口シヅエ君 本島百合子君
門司 亮君

法務委員

徳安 實蔵君
文教委員 和田 博雄君

社会労働委員

田邊 誠君 島本 虎三君
門司 亮君 本島百合子君

農林水産委員

亀岡 高夫君 金子 岩三君
通信委員 山本 幸一君 佐々木更三君

予算委員

八百板 正君
松本 俊一君 松井 政吉君

(特別委員辞任)

一、昨十一日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

金子 岩三君 木村 公平君

(特別委員補欠選任)

一、昨十一日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

木村 公平君 金子 岩三君

(議案付託)

一、昨十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

臨時医療報酬調査会設置法案(内閣提出第一八八号)

社会保険審議会及び社会保険医療協同会法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八九号)

以上二件 内閣委員会 付託

百貨店法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出、兼法第三四号)

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝岡田清一君外二十八名提出、兼法第三五号)

以上二件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、昨十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

一、昨十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

法務省設置法の一部を改正する法律案

防災建築街区造成法案

結核予防法の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
百貨店法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出)
産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝岡田清一君外二十八名提出)

(条約通知)

一、昨十一日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知)

一、昨十一日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案

一、昨十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案

一、昨十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

公共施設の整備に關連する市街地の
改造に關する法律案

(回付議案変更)

一、今十二日参議院から回付された内
閣提出案は次の通りである。

外務省設置法の一部を改正する法律
案
厚生省設置法の一部を改正する法律
案

昭和三十六年五月十二日 衆議院會議録第三十九号 朗讀を省略した議長の報告

昭和三十六年五月十二日 衆議院會議錄第三十九号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一